

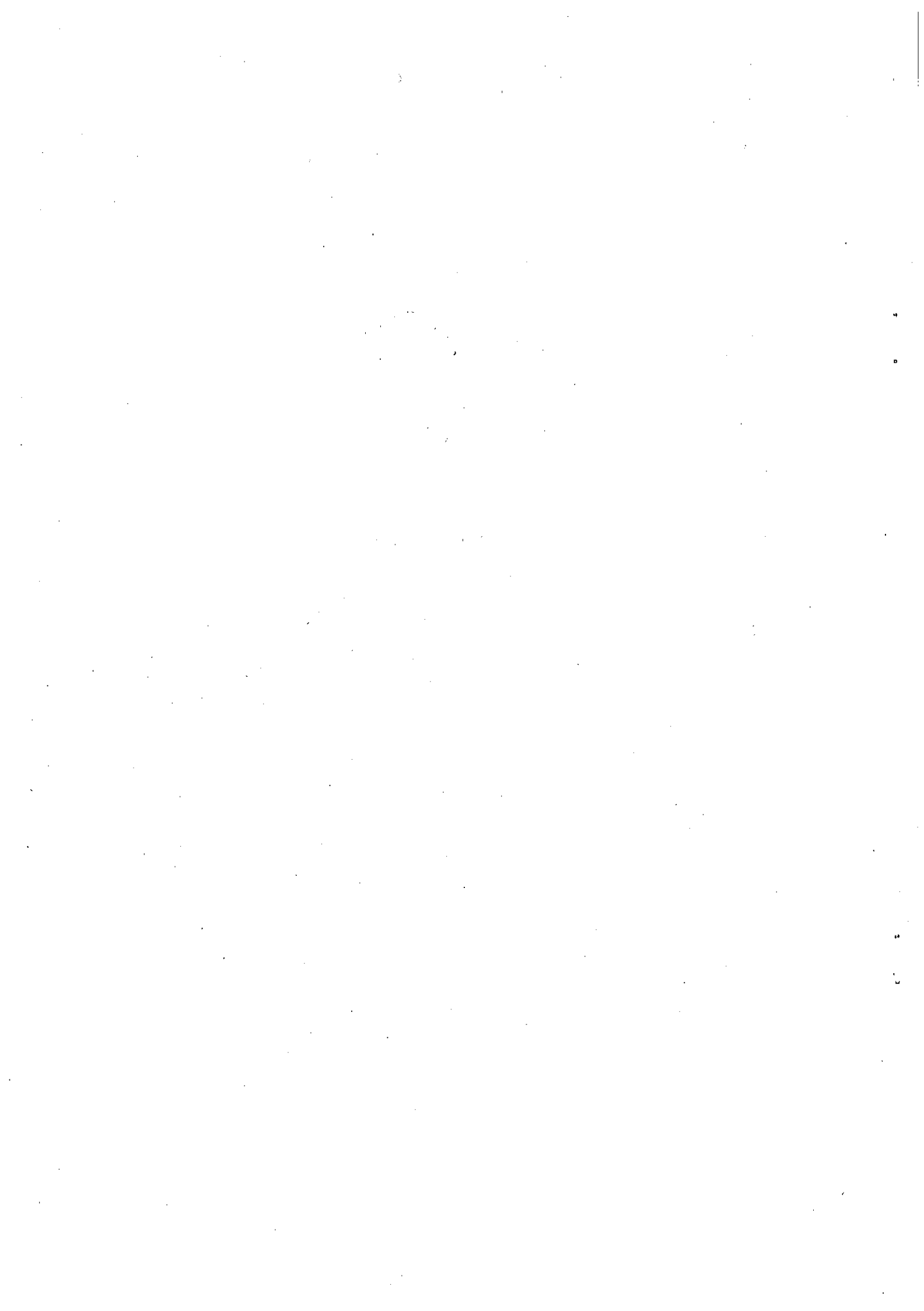
福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年1月21日)

【 件 名 】

1. 子育て王国とっとり条例の一部改正について
(福祉保健課・子育て応援課)・・・1
- 2 「年末相談窓口」開設の結果について
(福祉保健課)・・・4
- 3 個人情報の流出事故について
(福祉保健課)・・・5
- 4 社会福祉法人みのり福祉会に対する改善措置命令に係る改善状況について
(福祉保健課)・・・6
- 5 平成26年度「鳥取県における障がい者虐待の状況」について
(障がい福祉課)・・・10
- 6 岡山県とのあいサポート運動連携協定締結について
(障がい福祉課)・・・13
- 7 第36回(平成35年度)全国健康福祉祭(ねんりんピック)鳥取県開催について
(長寿社会課)・・・14
- 8 鳥取県ドクターヘリ導入に係る住民説明について
(医療政策課)・・・15
- 9 介護保険サービス事業者に対する改善命令について
(中部総合事務所福祉保健局)・・・17

福祉保健部



子育て王国とっとり条例の一部改正について

平成28年1月21日
福祉保健課
子育て応援課
教育委員会事務局小中学校課

1 経緯

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困対策が総合的に推進されることとなった。

本県においても、平成27年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策に取り組んできたところであるが、全国的に子どもの貧困対策の重要性が強く認識されている現状において、本県における子どもの貧困対策推進についての強い意思を改めて市町村や県民の皆様を示す必要があると考えている。

また、少子化、核家族化など子育て家庭を取り巻く社会環境の変化の中で、これまで以上に家庭教育を支援していくことが必要となっている。このため、家庭教育支援についても、力を入れていくという意思を示す必要があると考えている。

ついでには、これらの状況を踏まえて、「子育て王国とっとり条例」の一部を改正しようとするものである。

2 検討中の改正の概要

- 子どもの貧困対策を推進するため、貧困が次の世代に連鎖しないよう、各種支援を行うことを明記すること。
- 家庭及び地域の教育力の向上の重要性に鑑み、家庭教育支援及び地域の教育力の向上に関する施策について明記すること。

3 今後のスケジュール

- 1月下旬～ パブリックコメントの実施
- 2月上旬
- 2月 2月議会に条例案提出

「子育て王国とっとり条例」の一部改正について 皆様のご意見をお寄せください!

鳥取県では、平成22年に始まった「子育て王国とっとり」の取組が定着し、鳥取県が最も子育てしやすく住みやすい地域として、世代を超えて受け継がれるようになるため、平成26年3月に「子育て王国とっとり条例」を制定しました。

この条例は、子育て王国ととりの取組の基本的な考え方を明らかにし、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の責務・役割を定めるとともに、これらの者が連携協力して子育て支援等に取り組み、もって女性が安心して子どもを産み、誰もが誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会を実現することを目的としています。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、8月には子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等をまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

こうした動きを踏まえ、鳥取県においても、平成27年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策に取り組んできたところですが、全国的に子どもの貧困対策の重要性が強く認識されている現状において、本県における子どもの貧困対策推進についての強い意思を改めて県民の皆様を示す必要があると考えています。

また、子育てにおける家庭教育支援及び地域の教育力の重要性に鑑み、家庭教育の支援及び地域の教育力の向上に関する施策等をより明確に定めようと考えています。

ついては、この度、「子育て王国とっとり条例」の一部を改正し、その旨を明らかにしようとするものです。

ぜひ、これらの改正に対する県民の皆様のご意見をお寄せください。

改正案の概要

「子どもの貧困対策推進」について

○子どもの貧困対策を推進するため、貧困が次の世代に連鎖しないよう、各種支援を行うことを明記します。

「家庭教育支援」について

○家庭及び地域の教育力の向上の重要性に鑑み、家庭教育支援及び地域の教育力の向上に関する施策について明記します。

【条例改正案概要の閲覧方法】

鳥取県庁福祉保健課のホームページでダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/fukushihokenka/>

【応募方法】

- ・様式は自由です。(このチラシの裏面もご利用ください。)
- ・郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せいただくか、上記県の機関に設置してある意見箱へ投函及び各市町村役場窓口でも提出できます。

【結果の公表】

いただいたご意見への対応(回答)は、取りまとめてホームページ等で公表します。

【応募・問合せ先】

鳥取県福祉保健部福祉保健課

電話：0857-26-7142

郵送：〒680-8570 (郵便番号のみで届きます。)

ファクシミリ：0857-26-8116

電子メール：fukushihoken@pref.tottori.jp

「子育て王国とっとり条例」の一部改正に対する 意見募集 応募用紙

《応募先》

鳥取県福祉保健部福祉保健課 行 (FAX 番号：0857-26-8116)

※ ファクシミリで応募される場合は、このまま鳥取県福祉保健部福祉保健課まで、
電子メールの場合は、fukushihoken@pref.tottori.jp あてにお送りください。

【特にご意見をいただきたい内容】

「改正案の概要」について、

- ・示した条文に「子どもの貧困対策」について規定することに対する意見
- ・規定すべき内容に関する意見

ご意見欄	
------	--

※ ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ下記にもご記入をお願いします。

お住まい の市町村	※鳥取県外にお住まいの方は県名からの記入をお願いします。			
	市・郡	町 (以下、不要)		
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代以上
性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		

「年末相談窓口」開設の結果について

平成28年1月21日
福祉保健課
くらしの安心局住まいまちづくり課

生活や住居に困窮されている方、県内就職を希望される帰省中の学生の方、転職・再就職・Uターンを希望される方等を対象に「年末相談窓口」を開設した。今年は若者の県内就職活動を促進するため、新たに「若者仕事ぶらざ」でも相談窓口を開設した。

1 期 日 平成27年12月29日(火)、30日(水) 午前10時から午後6時まで

2 相談内容、開設場所

相談内容	開設場所
<就職・Uターン> 就職・Uターンに役立つ情報、県内企業の紹介、就職に関する個別相談、仕事の選び方や今後の方向性等	若者仕事ぶらざ (鳥取、倉吉、米子) ミドル・シニア仕事ぶらざ (鳥取、倉吉、米子)
<生活> 生活困窮相談、生活福祉資金貸付、生活保護等	県庁本庁舎県民室 (鳥取県社会福祉協議会、県福祉保健課・ 住まいまちづくり課が共同で開設)
<住まい> 県営住宅への入居等	

※各窓口が連携してワンストップサービスを提供

3 結果 相談件数延べ61件(相談者71人) ※前年は延べ66件(相談者60人)

【相談内容別相談件数】

会場		就職	Uターン	生活福祉 資金等	生活 保護	住宅	その他 (生活困窮)	計
若者仕事ぶらざ	鳥取	23件						23件
	倉吉	4件	2件					6件
	米子	11件	1件					12件
ミドル・シニア 仕事ぶらざ	鳥取	11件						11件
	倉吉	2件						2件
	米子	2件						2件
県庁県民室					1件	1件	3件	5件
計		53件	3件		1件	1件	3件	61件
(参考) H26年末		38件	1件	7件	3件	8件	9件	66件

【主な相談内容】

- 11月末に失業して、現在求職活動をしているが、自己都合のため失業保険が給付されるまでの生活費がない。
→生活福祉資金の小口貸付制度を説明し、年明けに鳥取市パーソナルサポートセンターに相談に行くよう助言。
- 県営住宅への住み替えを検討している。
→県営住宅の入居条件等を説明し、1月募集予定の団地をお知らせしたが、駅から遠いため応募はしないとのことであった。

個人情報の流出事故について

平成28年1月21日

福祉保健課

福祉保健課で発生した年金担保貸付の審査に用いるための被保護者に関する情報提供の誤送付による個人情報の流失事故について、報告します。

1 概要

厚生労働省社会・援護局に送付すべき文書（年金担保貸付の審査に用いるための被保護者に関する情報提供について）を、社会保険診療報酬支払基金鳥取支部に誤送付したことが発覚し、直ちに文書を回収し、誤送付先である社会保険診療報酬支払基金鳥取支部及び文書に記載していた生活保護の被保護者に経過説明と謝罪を行った。

2 流出事故の経過

12月25日（金） 厚生労働省社会・援護局に送付すべき文書を、社会保険診療報酬支払基金鳥取支部に送付。

12月28日（月） 社会保険診療報酬支払基金鳥取支部からの電話連絡により誤送付が判明。

同日 社会保険診療報酬支払基金鳥取支部へ出向き、謝罪と文書の回収を行った。

同日 文書に記載のあった被保護者に対して電話により、経過説明と謝罪を行った。

3 流出情報の内容

流出した個人情報の内容は以下のとおり。

A氏 「氏名（漢字）」「生年月日」「保護開始年月日」「基礎年金番号」

B氏 「氏名（漢字）」「生年月日」「保護開始年月日」「保護廃止年月日」「基礎年金番号」

C～E氏 「氏名（カナ）」「生年月日」「保護開始年月日」「保護廃止年月日」「基礎年金番号」

4 流出事故の原因

郵便封筒の宛先と文書の宛先の突合確認、投函時の郵便封筒の宛先の確認を行わなかったことによる。

5 再発防止策

郵便封筒の宛先と文書の宛先の突合確認、投函時に郵便封筒の宛先の確認を複数で行うことを徹底する。

社会福祉法人みのり福祉会に対する改善措置命令に係る改善状況について

福祉保健課
平成28年1月21日

社会福祉法人みのり福祉会については、平成23年1月6日及び同年9月28日の2度にわたり、改善措置命令を発出して以降、その改善状況について適宜御報告してきたところですが、このたび別添のとおり、公益事業（診療所）に係る財産の売却及び前理事長の親族との間の取引に関する改善状況について、同法人から報告書が提出されましたので御報告します。

1 報告のあった改善内容

(1) 公益事業（診療所）の施設の売却について

○法人経営を圧迫していた公益事業（診療所（みのりクリニック））について、既に診療所は廃止されていたが、このたび診療所施設について倉吉市の医療法人への売却が行われたことにより、法人経営への圧迫要因はなくなった。

○なお、この診療所施設の売却収入をもって施設会計からの借入金の清算が行われた。

(2) 前理事長の親族との間の取引について

○法人と前理事長の親族との間の土地売買契約及び施設の擁壁工事契約に係る残代金の支払について、裁判所の調停において和解が成立。和解内容に従って、資金の決済と登記が行われた。

（和解内容）・前理事長の親族から法人が購入した土地代金について、2,710,800円を売買残金とする。

・前理事長の親族に対し法人が発注した工事代金について、787,500円が二重払いされているため、法人に返還する。

・上記の2件を相殺し、法人は前理事長の親族に残債務1,923,300円を支払う。

・支払は、当該土地の所有権移転登記及び根抵当権の抹消登記を受けるのと引換えに行い、当該土地を法人所有地として管理する。

2 今後の県の対応

改善措置命令事項については、概ね改善されたと判断できるため、改善措置命令に基づく指導としてはひとまず了とし、今後は通常の監査指導等により、引き続き適正な法人運営が確保されるよう指導していく。

3 全体の改善状況等

(1) 第1回改善措置命令（平成23年1月6日）

改善措置命令の内容	現在の改善状況	県の評価
1 特別養護老人ホーム入所者が実費負担すべき施設への預け金、介護保険利用料及び介護報酬が簿外経理されているので、経理処理の適正化を図るとともに、収入支出の実態を明らかにすること。	○組織体制強化のもとで、各種規程等の整備、経理処理の適正化が徹底。簿外経理も廃止。	改善済
2 母子生活支援施設の整備に関する借入金の償還について、措置費からの限度額を超えた支出を行っているので、取りやめること。	○限度額を超えて償還金に充てた措置費については、施設に返済済（平成27年3月完了）。	改善済
3 授産会計から本部会計への資金異動、本部会計と施設会計間における年度内清算されていない貸付けなど、不適切な会計処理を是正すること。	○公益事業への貸付けについて清算済（平成27年12月）。	改善済

4 授産施設における造成工事費用にかかる金銭消費貸借契約について、金融機関から借入れを行った役員と、法人が理事会の議決により返済先とした役員とが異なっているため、経緯を明らかにすること。	○理事会における資料のない口頭説明による勘違いに基づくもの。 現在、理事会の運営は適正化。	改善済
5 職員の退職に伴う事務処理が適正に行われていない事例があるので、今後は、退職手続の適正化を行うこと。	○組織体制強化のもとで、現在の事務処理は適正化。	改善済
6 公益事業として実施されている診療所について、法人全体の経営を圧迫し、社会福祉事業に支障を来すおそれがあるので、事業の廃止を含めた見直しを行うこと。	○診療所の売却により経営圧迫要因は消滅（平成27年12月）。また、診療所の売却収入をもって施設会計からの借入金を返済（平成27年12月）。	改善済
7 施設整備に要する借入財源が理事会で事後承諾になっている事例や理事会が適正に開催されたことを確認できない事例があるなど、法人の意思決定過程が不透明なので、適正に理事会を開催すること。また、評議員会の牽制機能によって、理事会及び法人運営の適正化を図ること。	○前理事長が退任するなど役員刷新後、新理事・新評議員のもと、理事会・評議員会の開催は適正化。	改善済
8 法人本部の事務局において、契約や理事会の開催等の事務処理が特定の者に集中し、複数の担当によるチェックができていないので、事務処理体制を見直し、内部牽制体制の確立を図ること。	○組織体制の強化、内部牽制体制の確立により、経理処理は適正化。	改善済

※太字以外については県議会常任委員会において既に報告済。

(2) 第2回改善措置命令（平成23年9月28日）

改善措置命令の内容	現在の改善状況	県の評価
1 法人と前理事長及びその親族との間における土地取引（売買・賃貸借・地上権設定）の全ての事案について、不当又は不適正な事例がないか再度、詳細な調査を実施し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするるとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。	○前理事長等に対する損害賠償請求訴訟は和解成立。 ○前理事長等に対する刑事告訴は、嫌疑不十分により不起訴。	改善済
2 不適正な香典支出及び役員報酬については、不適正に支出された金額の精査を行うとともに、早急に前理事長からの不適正支出の回収に努めること。 香典支出及び役員報酬の返済に応じないなど真摯な対応がない場合、当該事案に関与した役職員に対して法的措置を含め厳正な措置を講じること。 再度、役員をはじめ職員に定款、経理規程を充分理解するように徹底するとともに、あわせて、会計処理の適正化に向けた具体的対応状況を報告すること。	○前理事長等に対する損害賠償請求訴訟は和解成立。 ○組織体制強化のもとで、各種規程等の整備、経理処理の適正化が徹底。	改善済
3 理事会、評議員会に出席したとして記録がある前役員・評議員全員に本当に出席したか確認の上、議事録に真実と異なる記載がある場合には、真実と異なる議事録作成に関与した役職員、議事録署名人に確認の上、真実と異なる議事録作成の実態の全容を解明すること。 また、前理事による理事会を再検証して、理事会の機能、責任が充分果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、理事会の議決内容の是非を再検討すること。 さらに、前評議員の評議員会における牽制機能が充分に果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、	○前理事長が退任するなど役員刷新後、新理事・新評議員のもと、理事会・評議員会の開催は適正化。（議事録偽造の事実は確認できず。）	改善済

改善策を検討すること。		
4 法人と前理事長及びその親族間において、個人債務を法人に付け替えた事案以外にも不当・不適正な事例がないか詳細な調査を実施して、この事案を含め不当・不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。	○個人債務の付替えの多くは返還済み。残りは損害賠償請求訴訟の中で和解。 ○法人と前理事長の親族との間の土地売買契約及び施設の擁壁工事契約に係る残代金の支払について、裁判所の調停において和解成立(平成27年12月)。	改善済 改善済

※太字以外については、県議会常任委員会において既に報告済。

4 参考(これまでの経過)

年月日	事項	概要
平成23年 1月6日	改善措置命令 (第1回)	経理処理の適正化や措置費からの限度額を超えた支出などについて業務改善命令を発出
3月7日	改善措置報告書 提出	不適正事案の実態解明や責任の所在などについての報告内容が不十分 (前理事長辞任:平成23年2月28日)
9月28日	改善措置命令 (第2回)	法人と前理事長及びその親族との間における土地取引や不適正な香典支出及び役員報酬などについて業務改善命令を発出
11月28日	改善措置報告書 提出	前理事長等の法的責任の追及、理事会・評議員会の開催の報告内容が不十分
平成24年 2月22日	常任委員会報告	過去5年間の通常監査の指摘事項の改善状況について報告
7月2日	常任委員会報告	改善措置命令に対する改善状況について報告
7月4日	常任委員会の調査報告書	常任委員会が「社会福祉法人みのり福祉会改善命令に係る報告書」を知事に提出
8月10日	損害賠償請求訴訟提起	前理事長及び前事務局長に対し損害賠償請求訴訟を提起
8月21日	常任委員会報告	常任委員会の調査報告書への県の対応状況について報告
平成25年 2月22日	常任委員会報告	常任委員会の調査報告書への県の対応状況について報告
9月4日	常任委員会報告	改善措置命令に対する改善状況について報告
平成27年 3月3日	訴訟終結	裁判所の和解案を受け入れて訴訟終結
平成27年 5月20日	常任委員会報告	改善措置命令に対する改善状況について報告
平成28年 1月12日	法人から改善状況報告	診療所の売却により、経営圧迫要因が消滅(平成27年12月)。 法人と前理事長の親族との間の土地売買契約及び施設の擁壁工事契約に係る残代金の支払について、裁判所の調停において和解成立(平成27年12月)。



平成28年1月12日

鳥取県知事

平井伸治様

社会福祉法人みのり福祉会
理事長 村田速実



改善措置命令に係る改善措置実施状況について（報告）

改善措置命令の指摘事項につき改善中でありました次の2件の事項について、次のとおり実施し、改善を図りましたので報告いたします。

記

1 公益事業所（診療所）の医療法人への売却について

廃業していた診療所棟及びリハビリ棟について、平成27年12月15日、医療法人青雲会と売買契約を締結し、同日所有権移転手続きを行いました。

(1) 売却先 鳥取県倉吉市福守町406番地4

医療法人青雲会 理事長 岡田 章

(2) 売買代金 39,000,000円

(3) 実施日 平成27年12月15日

2 前理事長の親族との間で法人が購入した土地代金及び法人が発注した工事代金の仮払金に係る処理について

平成27年11月9日倉吉簡易裁判所へ村田孝明氏を相手人とする土地所有権移転登記手続について調停申し立てを行い、12月22日同裁判所において調停が成立したため同月25日を実施日として、土地所有権移転登記等と引換えに土地代金残債務1,923,300円を支払ったものです。

このことにより、平成22年度以来の不適切な会計処理を解消するとともに、当該土地を法人所有地として、法人運営において適切な管理を行います。

(1) 土地所有権移転登記手続調停申立日 平成27年11月 9日

(2) 土地所有権移転登記手続調停成立日 平成27年12月22日

(3) 土地所有権移転登記手続調停実施日 平成27年12月25日

平成26年度「鳥取県における障がい者虐待の状況」について

平成28年 1月21日
障がい福祉課

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき平成26年度の鳥取県内の障がい者虐待に関する対応状況等について取りまとめましたので報告します。本調査は、厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく市町村及び都道府県の対応状況等調査のうち、本県の状況を取りまとめたものです。

- 障がい者虐待に係る相談・通報・届出受理件数は51件でした。
- そのうち18件（約4割）が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」でした。
- 18件のうち、16件（約9割）が「養護者による障がい者虐待」でした。
- 虐待の種別で見ると、身体的虐待と放棄・放置虐待が最も多く次いで経済的虐待、心理的虐待となっています。

1 相談・通報対応件数

	養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	使用者による 障がい者虐待	合計
相談・通報・届出受理件数 [窓口別件数]	28件(33) [市町村26、県2]	21件(11) [市町村16、県5]	2件(6) [市町村2]	51件 (50)
虐待を受けた又は受けたと 思われたと判断した事例	16件(11)	2件(4)	/	18件 (15)

※（ ）内は、前回調査結果（H25年4月1日～H26年3月31日まで）の件数

2 虐待の種別

		養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	合計
（重 複 有 り 種 別）	身体的虐待	6件(7)	1件(2)	7件(9)
	性的虐待	—(1)	—(—)	—(1)
	心理的虐待	4件(3)	1件(2)	5件(5)
	放棄・放置	6件(2)	1件(—)	7件(2)
	経済的虐待	5件(8)	—(—)	5件(8)
合計		21件(21)	3件(4)	24件(25)

※（ ）内は、前回調査結果（H25年4月1日～H26年3月31日まで）の件数

※1件の事例に対し複数の種別の場合があるため、虐待判断事例件数18件と一致しません

3 今後の県の取組

引き続き、「障がい理解への啓発」や「障がい者虐待の未然の防止のための研修」等を実施します。

4 添付資料

- (1) 平成26年度鳥取県における障がい者虐待の状況＜養護者による障害者虐待＞
- (2) 平成26年度鳥取県における障がい者虐待の状況＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

平成26年度鳥取県における障がい者虐待の状況<養護者による障害者虐待>

相談・通報件数28件

[相談・通報者内訳]

- 相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 (39.3%)
 - 本人 (17.9%)
 - 医療機関関係者 (17.9%)
 - 居宅サービス事業等従事者 (7.1%)
 - その他 (17.8%)
- * 相談支援専門員等及び本人、医療関係従事者が約8割

2件

県権利擁護センター

16件

市町村虐待防止センター

- 事実確認調査を行った事例 28件

- 虐待の事実が認められた事例 16件

被虐待者数 16人 (男6人、女10人)
虐待者数 18人

虐待事例に対する措置

- 虐待者と分離した事例 6件

- 虐待者と分離しなかった事例 10件

- * 養護者に対する助言・指導 5件
- * 新たに障害福祉サービスを利用3件
- * 障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画の見直し1件
- * その他 1件
- * 見守りのみ 1件

- うち成年後見制度利用 6件

虐待者(18人)

- 年齢
 - 60歳以上 (27.8%)
 - 50~59歳 (27.8%)
 - * 約6割が50歳以上
 - 50歳以下 (44.5%)
- 続柄
 - 兄弟姉妹 (22.2%)
 - 父 (16.7%)
 - 母 (16.7%)
 - * 約5割が兄弟姉妹、父、母
 - 夫 (16.7%)
 - その他 (27.8%)

被虐待者(16人)

- 年齢
 - 35~39歳以上 (31.3%)、25~29歳 (18.8%)、50~54歳 (18.8%)
 - 障がい種別(重複有り)

身体	知的	精神	発達
31.3%	37.5%	37.5%	-

- 障害程度区分認定済み 50.0%
- 行動障がいがある者 25.1%
- 虐待者と同居 87.5%
- 世帯構成 配偶者(18.8%)、両親・兄弟姉妹(18.8%)、単身(12.5%)、母(12.5%)、母・兄弟姉妹(12.5%)他

虐待の種類・類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
37.5%	0.0%	25.0%	37.5%	31.3%

平成26年度鳥取県における障がい者虐待の状況<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

相談・通報件数21件

- [相談・通報者内訳]
- 相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等(31.3%)
 - 本人による届出(25.0%)
- *約5割が本人及び相談支援専門員等
- その他(25.0%)
 - 不明(31.3%)

16件

市町村虐待防止センター

- 事実確認調査を行った事例 18件
- 虐待の事実が認められた事例 2件
- 更に県による事実確認を行う必要がある事例 8件

↑市町村へ連絡
(4件) ※市町村へ報告を行わなかった1件は、県で明らかに虐待ではないと判断したもの

↓県へ報告:10件

5件

県権利擁護センター

- 事実確認調査により虐待ではないと判断した事例 6件
- 事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例 2件

《虐待の事実が認められた事例(2事例)》

施設・事業所の種別	障害者支援施設	就労継続支援B型
性別	男性5名	男性
年齢	35～39歳 4名、40～44歳 1名	25～29歳
障害程度区分	区分6 5名	なし
障がい種別	知的障がい 5名	精神障がい
虐待の種別・類型	身体的虐待、放棄、放置(ネグレクト)	心理的虐待
性別	男性1名、女性1名	男性
年齢	50～59歳 2名	50～59歳
職種	サービス管理責任者1名、生活支援員1名	管理者
虐待の内容	利用者に対し、頭を押し湯船に頭を付けたり、利用者の頭をバインダーで殴打し外傷を負わせるなど暴力的行為	利用者に対し、障がいの特性を理解していない厳しい口調による心理的虐待
都道府県が行った「障害者総合支援法の規定に基づく権限の行使」	施設・事業所等に対する改善勧告、報告徴収、出頭要請、質問、立入検査 その後改善計画が履行されているかモニタリングを実施	施設・事業所等に対する指導、報告徴収、出頭要請、質問、立入検査 その後改善計画が履行されているかモニタリングを実施
都道府県の対応に対して当該障害者福祉施設等において行われた措置	施設等から都道府県への改善計画の提出。虐待防止委員会の設置、職場内研修の実施、勤務体制の見直し、相談等窓口の設置	施設等から都道府県への改善計画の提出。県主催等の虐待防止研修への参加。

岡山県とのあいサポート運動連携協定締結について

平成28年1月21日
障がい福祉課

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住みやすい地域社会の実現を目指すため、鳥取県と岡山県があいサポート運動を連携して推進することに係る協定を、1月19日(火)、岡山県備前市において開催された岡山・鳥取知事会議後、締結しました。

1 あいサポート運動連携推進協定締結式概要

- (1) 日時 1月19日(火) 14:30～
- (2) 場所 岡山県青少年教育センター閑谷(しずたに)学校(岡山県備前市閑谷784)
- (3) 出席者 鳥取県知事 平井 伸治(ひらい しんじ)
岡山県知事 伊原木 隆太(いばらき りゅうた)

(4) あいサポート運動連携推進協定締結式概要

- 協定書読み上げ(司会:岡山県職員)
- 両県知事の署名
- 記念撮影
- 両県知事あいさつ

(5) 協定内容

①目的

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住みやすい社会(共生社会)の実現を目指すこと。

②協定内容

鳥取県及び岡山県で連携して「あいサポート運動」を推進していくこと。

③岡山県と連携して取り組む内容

- ア あいサポートバッジ等の使用
- イ あいサポート研修の実施
- ウ あいサポート運動の啓発等に係る連携

(6) 連携に至った経緯

平成27年1月に鳥取市で開催された岡山県との両県知事会議において、平井知事からあいサポート運動参加について呼びかけをしていたが、岡山県知事に合意していただいたもの。

2 あいサポート運動の現況(平成27年11月末時点)

- (1) あいサポーター数: 272, 014人
- (2) あいサポーター研修実施回数: 2, 796回
- (3) あいサポート企業・団体認定数: 980企業(団体)
- (4) 連携県(あいサポート運動協定締結自治体)
平成23年3月14日島根県、平成23年12月11日広島県、平成25年7月1日長野県、
平成25年8月8日奈良県、平成26年10月4日韓国江原道、平成26年10月16日埼玉県富士見市、三芳町、平成27年8月9日山口県、平成27年11月6日埼玉県秩父市、横瀬町、皆野町、
長瀨町、小鹿野町、平成28年1月19日岡山県

(5) 今後の連携

○和歌山県

今年度に入り、あいサポート運動参加の意向を示される。次年度の協定締結に向け、調整中。

第36回（平成35年度）全国健康福祉祭（ねんりんピック）鳥取県開催について

平成28年1月21日
長寿社会課

第36回（平成35年度）全国健康福祉祭（ねんりんピック）を鳥取県で開催することが決定しました。ねんりんピックは、60歳以上の高齢者が参加する文化・スポーツの全国大会で、昭和63（1988）年以降全国持ち回りで開催しています。

本県では、平成27年度から「鳥取元気プロジェクトいきいき長寿鳥取県推進チーム会議」を立ち上げ、健康寿命の延伸やシニア人材の活躍の場の充実、グラウンド・ゴルフの普及と国際大会の拠点づくりに重点的に取り組んでおり、今後、その取組を一層推進していくため、ねんりんピックの開催を要望していたものです。

記

1 大会内容

- (1) 開催期間 4日間
- (2) 延べ参加人数 約40～50万人
- (3) 選手・役員数 約11,000人 ※例年、本県から約130名（選手・役員含む）を派遣
- (4) 主催等 厚生労働省、スポーツ庁、開催県、一般財団法人長寿社会開発センター
- (5) 競技数 交流大会 約24種目（卓球、テニス、ソフトボール、ベタック、ゴルフなど）
 - 健康関連イベント
スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、健康づくり教室 など
 - 福祉・生きがい関連イベント
文化交流大会、美術展、相談コーナー、地域文化伝承館
 - 共通イベント
シンポジウム、健康福祉機器展、ファッションショー、音楽文化祭 など
- (6) 事業規模 8～11億円（開催県により異なる） ※一部国庫支援あり
- (7) 経済波及効果 宮城県82億円、高知県92億1,000万円、栃木県88億3,200万円

2 開催までの主なスケジュール（予定）

平成28年1月26日 大会開催準備会議を開催

※参加団体は県、市町村、県社会福祉協議会、県体育協会、県文化団体連合会、県老人クラブ連合会、県観光連盟、県医師会・県歯科医師会、県旅館ホテル生活衛生同業組合を予定

平成32年 基本構想策定委員会の設置

平成33年 実行委員会の設置

平成35年 ねんりんピック開催

3 平成35年度までの開催予定

回（年度）	開催地	回（年度）	開催地
第29回（平成28年度）	長崎県	第33回（平成32年度）	岐阜県
第30回（平成29年度）	秋田県	第34回（平成33年度）	神奈川県
第31回（平成30年度）	富山県	第35回（平成34年度）	愛媛県
第32回（平成31年度）	和歌山県	第36回（平成35年度）	鳥取県

鳥取県ドクターヘリ導入に係る住民説明について

平成28年1月21日

医療政策課

ドクターヘリ導入については、鳥取大学医学部附属病院を基地病院とし、必要となる格納庫の設置場所として、美保飛行場の駐車場を候補地として中国四国防衛局等と協議を実施し、格納庫敷地としての利用について要望書を提出しているところであり、ドクターヘリ導入事業の検討状況を地元住民の方へ説明することとしましたので、御報告します。

1 基地病院について

鳥取県救急医療体制高度化検討委員会での報告書を受け、基地病院を鳥取大学医学部附属病院とすることとし、検討してきたところ。

ドクターヘリ単独導入に向けた検討会報告書

(1) 基地病院について

救急医療体制の充実している鳥取大学医学部附属病院が適当である。

2 格納庫を美保飛行場に設置する理由

(1) 格納庫整備にあたって必要な事項

- ①離着陸の支障となる物件が周囲に存在しないこと。
- ②着陸帯の確保、保安上の安全性。

(2) 美保飛行場が適当である理由

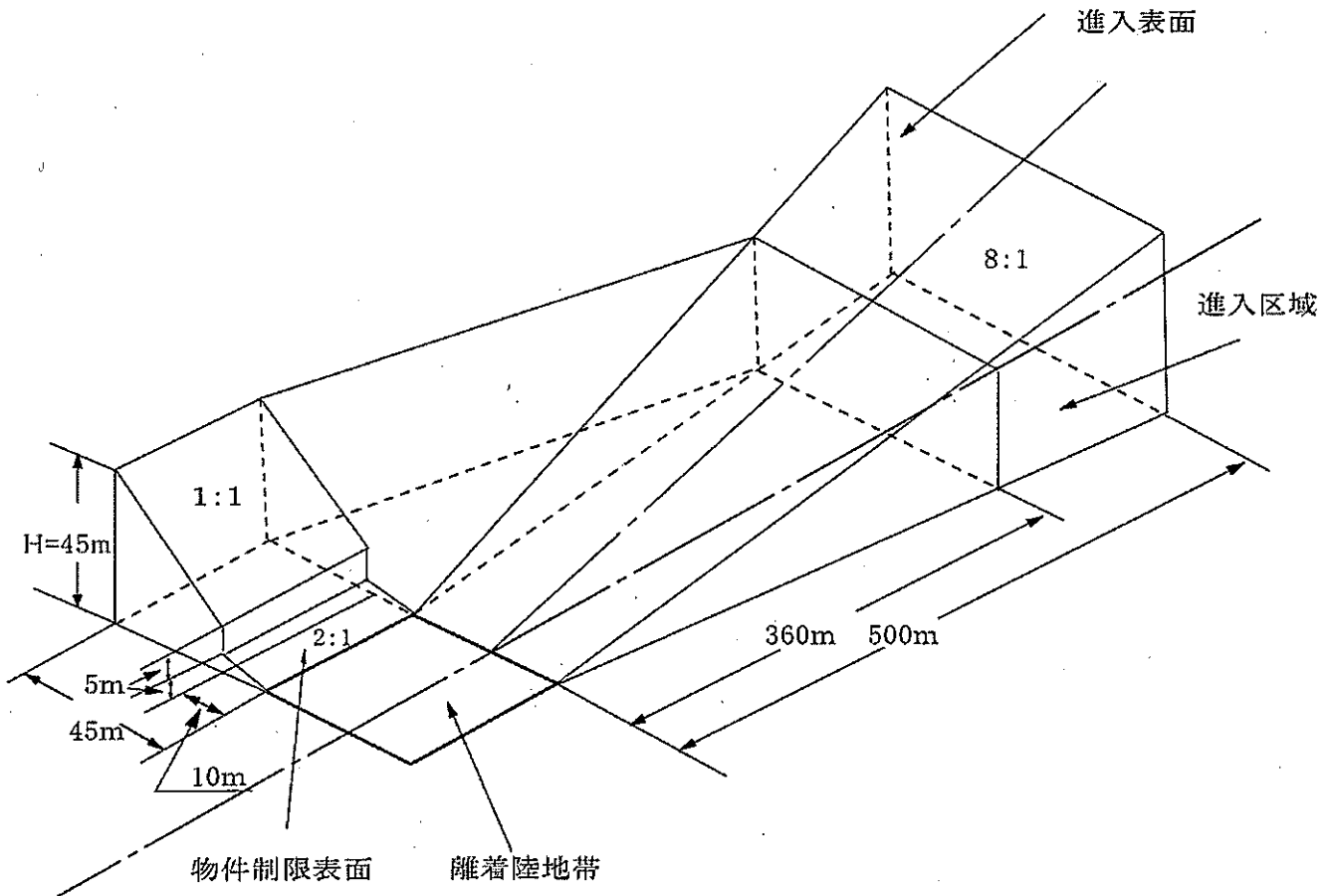
美保飛行場は、上記①の条件を満たし、かつ、滑走路の活用により、着陸帯の整備が不要であること。また航空自衛隊美保基地及び国土交通省大阪航空局により管理する美保飛行場周辺であり、保安上安全性が高いことから最適地と判断した。

3 地元住民説明について

格納庫及び基地病院周辺地域では、ドクターヘリ導入に伴い、日常的にドクターヘリが運航することから、本事業へのご理解を頂く必要があるため、住民への説明を予定しているところであり、今後米子市、境港市、鳥取大学医学部附属病院等地元関係者とも協力し、住民説明の実施方法などについて検討する。

一般の場外離着陸場における建物等設置の制限 (航空法の制限表面) 及び ドクターヘリ格納庫等施工イメージ図

立体図



鳥取県ドクターヘリ格納庫・取付誘導路等整備場所 (米子空港駐車場P2 (旧P4)) 施工イメージ図 (空港全体) (案) H28.1.15 鳥取県医療政策課

【全体所要面積】W31.1m×D41m (=1,275.1m²) 程度
 ※待機室を格納庫の2階に設置する場合は、W25.1m×D41m (=1,029.1m²)
 ◎フェンス (暫定調整池側) の一部を給油車ゲートに改修
 ○給油車動線

- ①P2 (旧P4) 駐車場南端付近 (空港制限区域外、施設周辺行政財産内) に格納庫 (W23m×D19m×H7m程度) 及び待機室 (W6m×D10m×H5m程度) を新設。
- ②格納庫等の周囲に保安フェンスを新設。
- ③格納庫等の甬を舗装してエプロン化 (W23m×D20m程度)



- ⑦フェンス (平行誘導路側) の既存ゲートの幅6.15m・高さ2.80mは、DHの幅・高さ以上なので改修不要。(参考) BK117 全長13.03m、全高3.96m
 - ・ローター部 直径11.00m (高さ: 3.45~3.75m地点)
 - ・テールフィン部 幅 3.12m (高さ: 1.31~2.98m地点)
 - ④美保基地所管草地 (制限区域内、美保基地内) を舗装して、取付誘導路を新設。
 - ⑤ドクヘリが取付誘導路上でホバリングして、滑走路上で離着陸。
- ヘリホバリング飛行経路 (#1~5スポットは利用しない。)
- 【その他要調整事項】 航空管制の承認、民間航空機・自衛隊機等の離着陸時間・運用方法・動線の調整、給油車の運用等

介護保険サービス事業者に対する改善命令について

平成28年 1月 21日
中部総合事務所福祉保健局

下記の介護保険サービス事業者に対し、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年条例第76号）の規定に基づく指定基準の遵守等について平成27年6月12日付けで改善勧告を行ったところ、当該事業者が相当の期間内に改善勧告に従わなかったことから、介護保険法（平成9年法律第123号）第76条の2第3項等の規定により平成28年1月18日付けで改善命令を行ったので、次のとおり報告します。

1 対象事業者(法人)・事業所

事業者(法人)	名称(所在地)	有限会社イージー（東伯郡北栄町国坂125-17）
	代表者	取締役 河本 光司（かわもと こうじ）
事業所	名称(所在地)	じょうじ 寿々（倉吉市山根585-1）
	管理者	河本 光司（かわもと こうじ）
	事業種別	通所介護、介護予防通所介護（平成23年7月12日指定）
代理人 (27.8.19付 け委任状)	名称(所在地)	法律事務所 おかげさま （東京都新宿区新宿五丁目17番6号 新宿三光町ハイム 807）
	弁護士	外岡 潤（そとおか じゅん）

2 改善勧告及び改善命令内容

改善勧告 (13件)	通知日：6月12日(金)		
	主な勧告内容	<p>○記録を正しく作成し、適正に保存するなど、適正な指定居宅サービス等の事業の運営をすること。</p> <p>○利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練等を適正に行うなど、適正な指定居宅サービス等の事業の運営をすること。</p> <p>○介護保険法又は同法に基づく命令等を遵守し、利用者のため忠実に職務を遂行するため、業務管理体制を適正に整備すること。</p>	
改善命令	通知日：1月18日(月)	改善期限：2月19日(金)	改善報告書提出期限：2月26日(金)
	命令事項	<p>平成24年12月4日実地指導以降改善を求め、平成27年6月12日付勧告を行ったが、<u>勧告事項13件の全てについて、勧告に係る措置がとられていないと認められたことから、管理者としての責務が果たされていない。</u></p> <p>よって、<u>勧告事項13件の全てについて、勧告に係る措置をとること。</u></p>	

3 改善命令に至った経緯等

- (1) 実地指導（H24.12、H25.6、H26.7、H27.5）実施、再三指導しても同様の不備が継続される。
- (2) H27. 6月12日：勧告（改善期限7月13日、勧告事項改善報告書提出期限7月21日）
- (3) 7月22日：改善催促及び公表予告通知（催促期限7月29日）
- (4) 8月 3日：弁明通知（弁明期限9月3日）
- (5) 8月 5日：公表（8月21日常任委員会にて報告）
- (6) 9月 4日：9月3日付け弁明書受領
- (7) 10月13日：勧告事項改善報告書の提出受領（11月30日には概ね改善完了する旨報告）
- (8) 12月10日：改善確認及び監査（倉吉市長寿社会課及び倉吉労働基準監督署と合同実施）

4 今後の対応等

改めて命令に従うよう求めるが、なおも改善が認められない場合、指定の取消し、指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を検討する。

〔参考〕通所介護・介護予防通所介護とは

居宅における要介護者が、通所介護施設等に通い、健康チェック・入浴・食事・レクリエーションなど、日常生活上の世話やその人の目的に合わせた機能訓練等のサービスを受ける。

